

# 「竹林ボランティア山口」 会則

## 第1条（名称）

本会は、「竹林ボランティア山口」と称する（以下「本会」という）。

## 第2条（目的）

本会は、緑豊かな山口の里山を守るため、ボランティア活動等により、竹林の整備や竹材・たけのこの利活用などを行うことにより、県民の竹林整備への理解醸成を図ることを目的とする。

## 第3条（活動）

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）竹林の整備・管理及び竹材・たけのこの利活用
- （2）県民や地域諸団体への普及啓発活動
- （3）会員の技術向上及び親睦を図る活動
- （4）趣旨を同じくする団体との交流及び協力
- （5）その他本会が目的達成のため必要と認めた活動

2 本会は、山口市大字仁保下郷のモデル林を活動の拠点とする。

## 第4条（会員）

本会の目的に賛同し、会員として共に活動することを望む者を会員とする。

2 会員は会費を負担する。会費は年間1,000円とする。

## 第4条の2（財務）

本会が保有する機材・資材・現金等は適切に管理される。

2 機材については別途規定を設けてこれを管理する。

## 第5条（総会）

必要に応じて総会を開く。定期総会は毎年3月に開催し、次年度の活動計画を決定する。

## 第6条（役員）

役員は、会長・1名以上の副会長・運営委員・事務局・監査・会計・活動記録とし、総会に

於いて選出する。

2 役員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。

3 会長・副会長は本会を代表し、本会の事務を処理し、会を統括して会員とともに会を運営する。

4 運営委員は、本会の活動方針を審議・決定すると共に、各活動毎に実施責任者として企画・具体化・及び施行までを統括する。

5 事務局は若干名で構成し、本会の事務連絡等を担当する。

6 監査役員は、本会の活動及び会計予算の執行に関して、適正に実施されているか監査を行なって、総会で報告する。

## 第7条（活動年度）

本会の活動年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第8条（会則の改正等）

この会則の改正は総会において行う。

附則

この会則は、平成17年3月9日から施行する。

平成18年3月22日 第4条の2を追加、第6条を改訂する。

平成20年3月26日 第6条を一部改定する。

平成23年3月30日 第6条を一部改定する。（アンダーライン部）